

川崎市立川崎総合科学高等学校定時制同窓会基金

第1条 この基金の名称を「川崎市立川崎総合科学高等学校定時制課程同窓会基金」（以下、「同窓会基金」とする。）とする。

第2条 同窓会基金は、令和5年4月1日時点で川崎市立川崎総合科学高等学校定時制同窓会が保有している預貯金全額を原資とし、同日より発足する。なお残額がなくなった時点で基金執行を終了とする。

第3条 同窓会基金の管理（保有及び会計処理）は、学校長および教頭が行う。

第4条 同窓会基金の執行にあたっては、請求事案が第5条の「請求の要件」を満たすことが職員会議で承認され、教頭、校長の決裁を経て成立するものとする。

第5条 請求の要件

- 1 周年記念行事における必要経費。
- 2 個人への還元ではなく学校全体に還元する目的で、学校運営費等での充当が困難であり、有益性、緊急性が認められる物品等に対する執行。

第6条 会計報告は、毎年度3月に教頭がとりまとめ、職員会議にて行う。

第7条 会計監査については、毎年度3月に総括教諭が行い、職員会議にて監査報告する。

第8条 同窓会基金の請求については、別紙「同窓会基金予算執行伺い（様式1）」に必要事項を記載し教頭に提出する。様式1の提出を受けた教頭は請求内容を吟味し、職員会議に諮問できると認めた場合には職員会議に諮り議決を得る。